

## 不審電話に関する事例

### 【事例1：大分市】

大分市内在住 82 歳男性宅に、「7 月分の高額療養費の支給が 35,000 円ある。手続きは今日まで。お客様番号を伝えるので、保健所に電話するように。お客様番号は 998-573」との電話があった。不審に思い「市役所に出向けばよいのか？」と聞くと電話は切れた。大分市国保年金課に相談の電話をすることで、事案が判明。

### 【事例2：大分市】

大分市内在住 75 歳女性宅に、「7 月に青い封筒で給付費の還付の手紙を送付したが、手続きをしていないようだ。期限が今日までなので、通帳の番号を教えて欲しい」と電話があった。通帳番号を教示すると「至急、振込の手続きをしたいので銀行に行って ATM 前に着いたらフリーダイヤル（0120-925-683）オオタまで連絡してくれ」と言われた。ATM 前に着いて、フリーダイヤルではなく市役所に電話をしたことで事案が判明。

### 【事例3：中津市】

平成24年10月2日（火）9時15分頃、中津市の被保険者（86歳）宅に市役所社会保険課のタカハシと名乗る人から「医療費の還付があるので、手続きをしてください」という電話があり、被保険者（妻・76歳）が「医療費還付に必要な書類を送りますか？」と尋ねると、「それはしません。社会保険事務所に電話をしてください。フリーダイヤルでかけてください。番号は、0120-925-683です。」と言われた。

妻が電話をかけると、「書類をそろえるのに10分ぐらいかかるので、調べます。」と言われたので、「用事があるので、名前を教えてください」と聞くと、「オオタです。」と名乗り電話が切れその後、妻に「オオタ」から電話がかかり、通帳番号とキャッシュカードの有無を尋ねられ「ATMで通帳とカードを用意してください」と、また、「旦那さんのでエラーが出たら悪いので、奥さんの分も用意してください」と指示された。ATMに行き、電話にて言われるままに操作を行った。操作終了後に「振込明細書を破棄す

るように」言われたが、不審に思った妻がこの明細書を持って市役所に来庁したことで振込め詐欺と判明した。被害総額は3,992,518円

(内訳：夫1,996,259円、妻1,996,259円)であった。

#### 【事例4：別府市】

平成24年10月10日、別府市の78歳の被保険者宅に社会保険事務所職員と名乗る者から電話がかかり、妻がでると「保険料の過払いが3万円程ある。8月30日付けで返還の文書を緑色の封筒に入れて送付しているが見ていないか」と聞かれた。

見ていない旨返事をしたところ、「今日までが期限なので、市役所ではなく社会保険事務所に連絡してほしい」と言われたため、主人に変わったところ電話が切れた。

実害はなかったが、市役所に本人からの内容確認の電話で本事案が判明した。

### 【事例5：大分市】

平成24年10月11日午後、大分市に住む78歳（女性）の被保険者宅に、支所の職員を名乗る男から電話がかかり「保険料の還付が3万円程度ある。8月に緑色の封筒で通知を送っているが見たか？」と尋ねられた。また番号（998745）を告げられ、これをメモに控えようとした被保険者が何回か聞き返しているうちに電話が切れた。その後本人から当広域連合に確認の電話があり、本事案が判明した。

### 【事例6：由布市】

平成24年10月17日午後、由布市に住む80歳（女性）の被保険者宅に市役所の職員を名乗る男性から電話がかかり、「保険料の還付があるので、今日中に手続きをしてほしい」と言われた。また6桁の番号を告げられ、これをメモに控えようとした被保険者が聞き返すと電話が切れた。その後本人から市役所に確認の電話があり、本事案が判明した。

## 【事例7：津久見市】

平成24年10月17日午後、津久見市の被保険者（77歳）宅に電話がかかり、市役所社会保険課のタカハシと名乗る人から「8月に36,527円の還付の書類を送ったが見たか？」と尋ねられた。また、番号（498635）を告げられ、書類は見ていないと答えると「還付の期限が今日までなので、ATMで手続きしてほしい」、また「手続きは社会保険事務所に電話して欲しい。番号は0120-971-856」と言われ電話が切れた。

その後、キャッシュカードを持ってATMへ行き、先ほどの番号に電話すると、社会保険事務所のモリと名乗るものが出て、ATMの操作をしたがエラーが何度か出たのでそのことを告げると、「他の銀行のキャッシュカードは無いのか？」と言われたので、無いと答えると、「後日書類を送付する」と言われ電話が切れた。

その後、被保険者から市役所に確認の電話があり、本事実態が判明した。実害はなかった。

### 【事例8：大分市】

平成24年10月17日午後1時頃、大分市役所佐賀関支所窓口にて被保険者（78歳）が、「高橋さんという男性から電話がかかった。いますか？」と来庁した。

高橋という男性職員はおらず、電話の内容について確認したところ、「あなたは保険の（還付）手続きを期日までに終わっていないので、早急に手続きしてほしい。携帯電話を持っているか？」と言われ、「持っていない」と応えると急に電話を切られた。不審に感じた本人が確認のため支所に訪れ、本事案が判明した。

### 【事例9：大分市】

平成24年11月6日（火）10時頃、大分市内在住80歳被保険者宅に、市役所保健課のタカハシを名乗る男性から「医療費の過払い金が32,650円ある。以前に通知を送っているが期限が今日までなので、至急社会保険事務所のフリーダイヤル（0120-924-457）に電話し手続きをするように」との電話があった。

フリーダイヤルが繋がらなかったため、被保険者から

大分市国保年金課に確認の電話があり本事案が判明。(※その他、国保被保険者宅へ同様の電話が1件あり)

**不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。**

**問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合**

**0985-62-0921 (業務課)**